

仕様書

1 委託業務名

戦争体験者の証言動画PR業務委託

2 業務の目的

県内でも戦後生まれの方の割合が9割に近づく中、実際に戦争を体験された方の生の声を聞くことが年々困難になっていることから、戦争の記憶を次世代へつなぐ取組を強化することの重要性が高まっている。こうした背景から、令和6年度に県内における戦争体験者の証言動画を作成、令和7年度に県の平和啓発ホームページを改修し、現在、当該ホームページで証言動画を公開している。

本業務は、令和8年度にSNS等を活用した広告配信を実施することで、県の平和啓発ホームページ (<https://www.pref.mie.lg.jp/HEIWA/war.html>) (以下「HP」とする。)への誘導を図り、若い世代をはじめとする一人でも多くの県民の皆さまに証言動画を視聴していただくことで、戦争の記憶を次世代へとつないでいくことを目的とする。

3 業務の内容

SNS等を活用した広告配信を実施することで、HPへの誘導・証言動画の視聴を促す。

なお、実施にあたっては、以下の点に留意すること。

(1) SNS・Web広告の発信

リンク先へ効果的に誘導することを目的として、スマートフォンアプリやウェブサイト(以下「媒体」という。)に以下のとおり広告出稿すること。なお、広告を配信する際には、県から提供するPR動画(15秒)を使用することができるが、県から提供する素材を使用して別途PR動画を作成・使用することも可能とする。

① ターゲット層

三重県に在住する高校生、大学生等の若者(10代~20代)。

② SNSの種類・数

媒体の数は2種類以上とする(Youtube及びTVerを想定しているが、より本業務に最適な媒体があれば、提案可能とする)。

③ 配信期間

次の点に留意したうえで配信期間を定めること。

- ・業務の目的及びターゲット層を踏まえたものとする。
- ・広告ターゲットのメイン層が高校生であることから、夏休み期間中で

ある令和8年7月16日（木）から8月31日（月）までは配信期間に含めるものとする。

④ 配信回数

広告のインプレッション数は、YouTube及びTVerを使用する場合、YouTubeが54万回以上、TVerが19万回以上とする。これら以外の媒体を使用する場合は、これらと同等の効果を見込めるKPIを定めること。

⑤ リンク先

三重県の平和啓発 戦争体験者の証言動画のページ

<https://www.pref.mie.lg.jp/HEIWA/war.html>

⑥ 留意事項

「ビューアビリティ」、「アドフラウド」、「ブランドセーフティ」について、広告価値を毀損させることがないよう確実に対策を実施し、広告配信前にその内容を県に報告すること。

また、より効果的な広告配信を実施するため、配信期間中であっても広告の効果を確認し、柔軟な対応を行うこと。

なお、広告配信に際し必要な申請手続き等に対応すること。

(2) 業務実施後の効果検証等

インプレッション数やクリック回数など適切なKPIを(複数の媒体を使用する場合は媒体ごとに)設定し、そのKPIに基づき業務の成果や課題等について効果検証を1ヶ月ごとに行い、報告を実施すること。なお、効果検証を行った結果、KPIの達成が見込めない等の場合は、県と協議のうえ、媒体の変更や配信期間の変更等、業務計画の改善を行うこと。

また、次年度以降県で実施するPRにあたっての助言及び提案等を報告すること。

(3) その他、企画提案コンペで提案を行った取組にかかる業務

企画提案コンペで提案を行った取組について、県と協議を行ったうえで実施し、実施にかかる経費は契約金額内で行うこと。

4 履行期限

契約締結日から令和9年3月23日（火）

5 履行（納入）場所

三重県政策企画部政策企画総務課

6 実施体制の整備

本業務の実施にあたり、契約後すみやかに次の書類を提出すること（任意様式）

- (1) 実施計画書（業務行程やスケジュールなど）
- (2) 業務実施体制及び各担当者（主任者、担当者など）の届出
- (3) その他必要とする書類

7 成果物

次に掲げる成果物を「4 履行期限」に記載の日までに三重県に提出すること。

- (1) 委託業務実績報告書
書類 1 部、電子データ 1 部
- (2) 広告配信の実施結果及び分析結果
書類 1 部、電子データ 1 部
- (3) 次年度以降県で実施する PR にあたっての助言及び提案等
書類 1 部、電子データ 1 部
- (4) その他県が指示するもの

8 その他

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第 2 条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - (ウ) 委託者に報告すること。
 - (エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。
- (2) 受託者が 8 (1) の (イ) 又は (ウ) の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係からの暴力団等排除条例第 7 条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (3) 受託者は、県の承認を得ないで委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を県に提出し、県の承認を得た場合はこの限りではない。
- (4) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。
- (5) 本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利で、第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡

した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとする。

- (6) 常に連絡調整ができるように、体制を整えておける者であること。
- (7) 仕様書に記載がない事項については、三重県との協議により決定する。
- (8) 委託業務を円滑かつ適正に進めるため、打ち合わせ協議は、必要に応じてその都度行うものとする。
- (9) 打ち合わせ協議後は速やかに協議記録を作成し、三重県に報告すること。